

沼津市歴史民俗資料館移転整備基本計画（案）

沼津市教育委員会

—目次—

1 現状と課題	1
2 事業活動計画	9
(1) 資料収集・保管事業	
(2) 調査・研究事業	
(3) 展示事業	
(4) 教育普及事業	
(5) 情報発信事業	
3 地域の情報発信と交流・観光の機能	17
(1) 地域資源の展示	
(2) 地域資源の情報発信と交流・観光	
(3) 周辺施設との連携	
4 展示計画	21
(1) 常設展示	
(2) 体験型展示	
(3) 企画展示	
(4) 収蔵展示	
(5) 動線	
5 施設整備（改修）計画	29
(1) 敷地内施設の機能と配置計画	
(2) 諸室の機能と配置計画	
(3) 収蔵計画	
(4) 施設改修計画	
6 管理運営計画	39
(1) 運営体制	
(2) 開館形態	
(3) 連携体制	

7 事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(1) 年次計画

(2) スケジュール (案)

1 現状と課題

沼津市歴史民俗資料館は、昭和 49 年 12 月、沼津御用邸記念公園内の本邸跡に沼津市歴史民俗資料陳列館として開館し、昭和 59 年 4 月、沼津市歴史民俗資料館へ改称し、現在に至っています。

現状と課題について以下のとおり、7つの項目により整理して列挙します。

(1) 現施設（沼津市歴史民俗資料館）

現 状	課 題
・本館、収蔵場所ともに海岸近くの立地のため、施設・設備の老朽化が著しく進行している。	・老朽化により大規模な改修、整備の必要がある。
・現施設及び収蔵場所として使用している旧静浦東小学校は、海岸に近く津波浸水区域内に位置している。	・資料の保管管理場所としては適切でない。津波に備えた対策として、建て替えもしくは移転の必要がある。
・平成 28 年 10 月に沼津御用邸記念公園の大半が「旧沼津御用邸苑地」として国の名勝に指定されている。	・本市が策定した旧沼津御用邸苑地保存活用計画では、現施設は景観と調和しない施設としての位置付けである。
・沼津御用邸記念公園内に位置するため、資料館として活用できる敷地が限られている。	・敷地が狭く、活用できる屋外スペースを有していない。
・常設展示のほか、時節に合わせた企画展示を行っている。	・専用の企画展示室を有していないため、企画展示は常設展示の一部を入れ替える形式で使用している。
・歴史講座を開催しているが、図書館の視聴覚ホールを借用している。	・講座を行う専用のスペースを有していない。



図 1-1 現施設（沼津市歴史民俗資料館）付近津波浸水深図



図 1-2 旧静浦東小学校付近津波浸水深図

(2) 移転先施設（旧内浦小学校）

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・統廃合によって廃校となった旧内浦小学校の校舎の一部を、暫定的な収蔵庫として利用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料館仕様の建物ではないため、文化財の収蔵・展示・活用等に適した改修が必要である。 ・展示、収蔵施設として相応の床面積は確保できるが、現在所蔵しているすべての資料を集約することはできない。
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸まで比較的近く、やや高台に位置しているが、校舎1階の大部分が津波浸水区域内である。また敷地の一部が土砂災害特別警戒区域である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室の配置計画に留意が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の一部を資料の仮収蔵施設として使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示、収蔵施設として相応の床面積は確保できるが、現在所蔵しているすべての資料を集約することはできない。
<ul style="list-style-type: none"> ・給食用エレベーターは設置されているが、人用エレベーターや階段昇降機はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに対応する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事のための基礎データとして、改修前の校舎内温湿度変化を調査している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果をもとに諸室にとって適切な対策を検討する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設であったため、採光性の良い南側及び西側に教室等が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紫外線の影響や温湿度変化が顕著であるため、内部改修には対策が必要である。

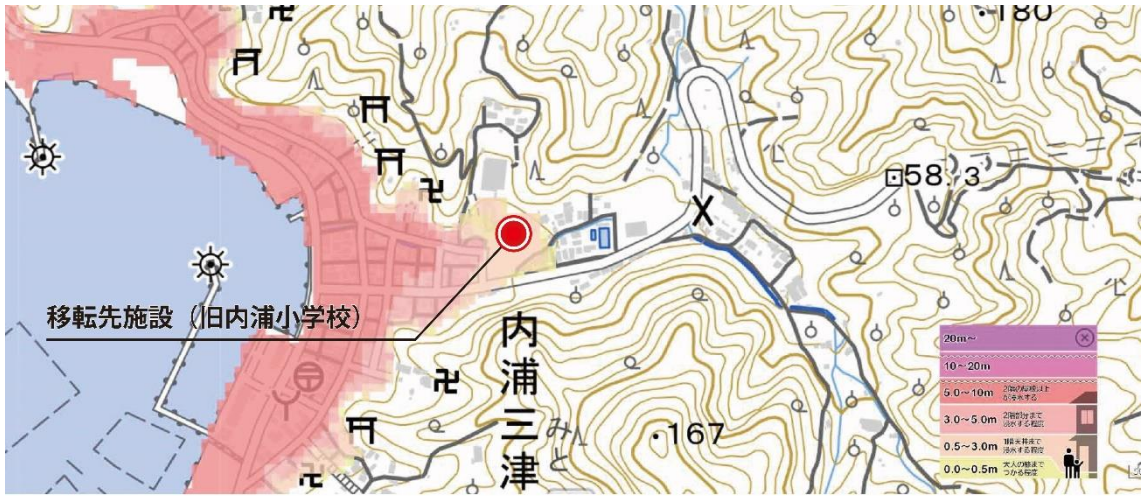


图 1-3 旧内浦小学校付近津波浸水深図

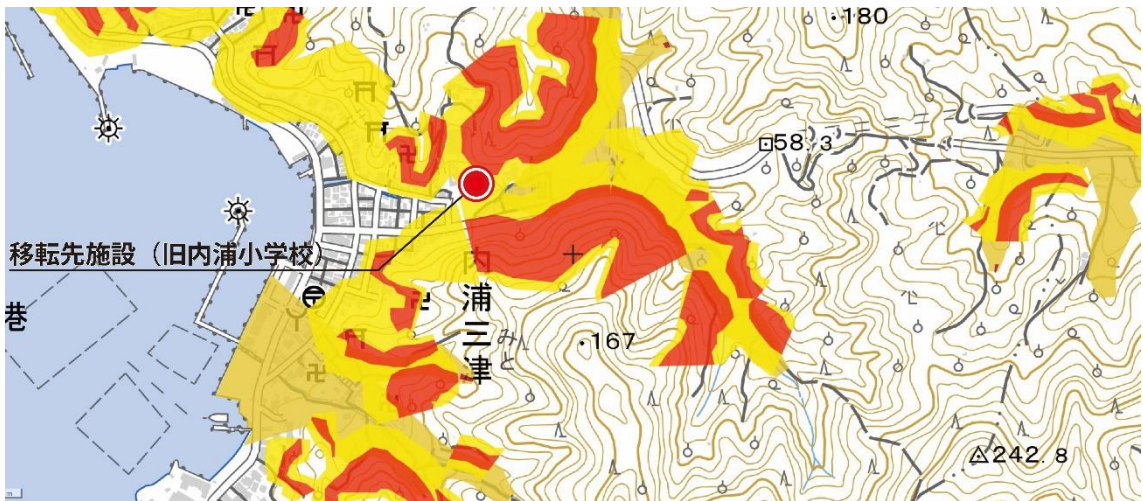


图 1-4 旧内浦小学校付近土砂災害警戒区域図

(3) 資料収集・保管事業

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・国指定漁撈用具 2539 点、県指定農耕用具 106 点のほか、生活用具、古文書資料など本市に関わる民俗・歴史資料を収集している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代とともに失われていく民俗・歴史資料を後世に伝えていく使命があり、今後も収集資料が増加していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・資料は本館、本館プレハブ収蔵庫、旧静浦東小学校、旧内浦小学校の4施設に分散して保管している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収蔵場所を集約し、一元管理や展示等への活用を図る必要があるが、現状では分散管理せざるを得ない。



図 1-5 本館 1 階 収蔵庫



図 1-6 本館 2 階 古文書収蔵庫



図 1-7 沼津市歴史民俗資料館施設図

(4) 調査・研究事業

現 状	課 題
・本市の民俗・歴史に関する資料（特に漁撈用具・農耕用具）について、調査・研究を行っている。	・漁撈用具・農耕用具以外の民俗・歴史に関する調査・研究が十分とは言えない。
・当館の学芸員や研究員だけでなく、関連する専門家等との連携を図っている。	・連携をより充実していく必要がある。
・市民協働による取組などは行えていない。	・資料館に対する市民意識の向上が図れていない。
・展示や講座の開催等により調査・研究成果を公開している。	・公開方法の拡充を図る必要がある。



図 1-8 本館 1 階 展示室（漁撈用具）



図 1-9 本館 2 階 展示室（生活用具）

(5) 展示事業

現 状	課 題
・狭い展示スペースで、国指定文化財の漁撈用具や県指定文化財の農耕用具の一部、生活用具の常設展示を行っている。	・多くの収蔵資料があるが、展示スペースの確保ができず公開が十分でないため、資料の価値や歴史的背景を伝えきれていない。
・企画展示は会期中、常設展示の一部と入れ替えて開催している。	・専用の企画展示室がなく、企画展示を行う際は、常設展示スペースを縮小しなければならない。
・体験型展示のスペースは確保されていない。	・展示内容を楽しみながら理解を深めてもらう環境が整っていない。
・石造物等の展示スペースは確保されていない。	・石造物等の資料の価値や歴史的背景を伝えきれていない。

(6) 教育普及事業

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・一般の来館者を対象とした体験プログラムは行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い年齢層の来館者が多いが、体験できる用具類がほとんどなく、同伴する次世代への伝達に寄与できていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育との連携として、昔の生活用具の体験を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における昔の生活用具の学習は、対象学年が限定されており、また体験できる用具も限定されている。
<ul style="list-style-type: none"> ・歴民講座として、民俗・歴史等に関する講座を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴民講座の拡充を図る必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み期間限定ではあるが、子ども向けの体験教室を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向け夏休み体験教室は、学年幅の拡大には寄与しているが、生活用具体験の機会増加にとどまっている。



図 1-10 学校の体験学習（火おこし）



図 1-11 講座
(市立図書館 視聴覚ホールにて)

(7) 情報発信事業

現 状	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、来館できなくても展示資料や生活用具の使用方法が理解できるよう、ホームページの充実や YouTube による解説動画の制作を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料紹介の拡充が図れていない。
<ul style="list-style-type: none"> ・所蔵資料の地域性が限定的であり、特化した情報発信を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定重要有形民俗文化財の漁撈用具や県指定有形民俗文化財の農耕用具は、当館から離れた地域の資料であり、用具が使用されていた地域と用具の関連性が理解しにくい。
<ul style="list-style-type: none"> ・当館のみならず、他館等の企画展開催ポスターやチラシの紹介により、民俗・歴史等に関する啓発に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根差した情報発信は十分ではない。



図 1-12 現施設（沼津市歴史民俗資料館）

2 事業活動計画

(1) 資料収集・保管事業

① 方針

- 次の方針のもと、資料を適切に収集保管する事業を展開するとともに活用を図ります。
- ・本市の民俗、歴史資料の収集を推進し、良好な環境による収蔵資料の保管を図ります。
 - ・収蔵資料を保管する施設が分散している状況において、可能な限りの集約化を進めます。

② 展開する事業

ア 資料収集

資料の収集・受け入れは、本市の民俗・歴史に関する資料を後世へ残すことに重点をおき、諸条件を考慮の上、資料収集方針のもと受け入れを決定します。資料は、実物資料に加え、複製品、写真、記録類などの二次資料を含むものとします。

【収集対象】

次の分野に関する資料を対象とし収集を行います。

- ・本市の民俗・歴史に関する資料
- ・その他、本市に関する資料

【収集方法】

- ・調査・研究、寄贈、寄託、購入、製作等により資料を収集します。

【収集体制】

- ・広範な資料収集に対応するため、市内の博物館学芸員と連携するとともに、民俗・歴史等の専門的な知識・技術を有する専任の学芸員を配置します。

イ 資料保管

現在所蔵している資料館資料の資料種別や収蔵量と今後の収集方針を踏まえ、防災設備、外光遮断、空調による適切な温湿度管理などにより、良好な資料保管環境を整えます。

また、収蔵庫に展示機能を持たせ、収蔵庫のバックヤードツアーなどを実施し、より多くの来館者に向けた収蔵資料の公開・活用を図ります。

【分類整理】

収蔵資料に対して、次のような分類整理を行います。

- ・資料の性質に応じた分類整理、資料登録の実施
- ・資料目録の作成

【資料管理】

収蔵資料に対して、次のような資料管理を行います。

- ・収蔵資料のデータベース化の検討及び古文書資料の目録化の推進
- ・適切な周期での維持修理、必要時の修理処置の実施

(2) 調査・研究事業

① 方針

次の方針のもと、市域の歴史や文化をさぐる調査・研究を行います。

- ・本市の民俗・歴史に関する全般的な調査・研究を推進します。
- ・漁撈用具を収集した地域である立地を活かして、漁撈用具の調査・研究をより深めます（地域の漁撈に関する古文書との相互補完も図る）。
- ・湿田の農耕用具（県指定文化財を含む）の調査・研究を推進します。

② 展開する事業

ア 調査・研究テーマ

市民が、本市の民俗や歴史の特徴と価値を再認識し、自分たちの暮らす地域に対する関心と誇りをもつことができるよう、市域に残された本市の民俗・歴史に関する資料について、聞き取り調査・文献調査等を行います。また、本市内の漁撈・農耕に関する事項を重点テーマとして、調査・研究を行います。

調査・研究にあたっては、学術性や専門性の高い研究テーマはもとより、市民にも分かり易く沼津の魅力や価値を伝えられるよう、市民目線に基づいた研究テーマを設定します。

イ 推進体制

学芸員や研究員を中心に、関連するテーマを扱う他の博物館や大学、研究機関などに所属する専門家との連携はもとより、個人や市民団体、民間企業など多様な視点による幅広い調査・研究に取り組みます。

ウ 市民協働による調査・研究

歴史文化資産（※1）の掘り起こしなどを市民と共に行い、文化財の価値を共有することで資料館に対する市民意識の向上を図り、市民が資料館を身近に感じられるような取組を行います。

※1 歴史文化資産とは、沼津市文化財保存活用地域計画において定義したもので、文化財保護法で保護対象とする6類型（民俗文化財等）の文化財と埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、「価値付けが定まっていないもの」として取り上げた未調査の石造物、「これまで文化財として取り上げていないもの」である^{ゆかり}縁の地、歴史的産業、伝承・地名・方言も含めて「歴史文化資産」と総称することとしたものです。

エ 調査・研究成果の公開

調査・研究の成果は、常設展示や企画展示のほか、刊行物、ホームページへの掲載などにより広く公開します。

【公開手段】

- ・常設展示、企画展示での公開
- ・博物館紀要、企画展図録、資料館だよりの刊行
- ・資料館ホームページへの掲載
- ・講座、講演会の開催

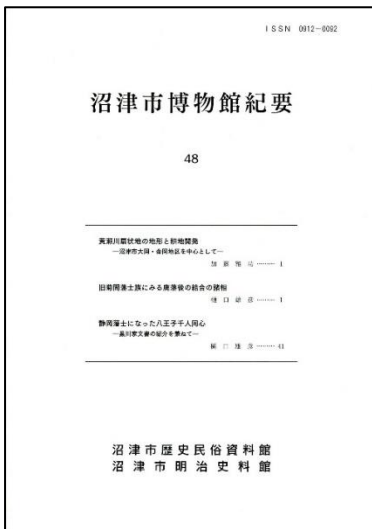


図 2-1 沼津市博物館紀要



図 2-2 資料館だよりの

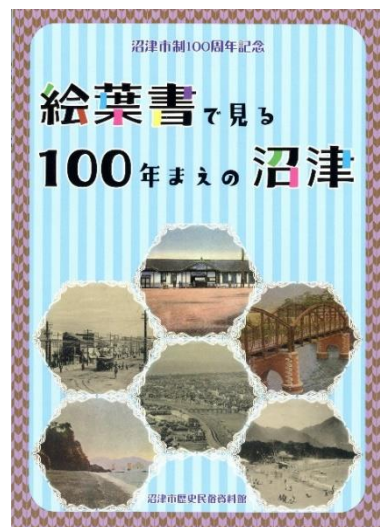
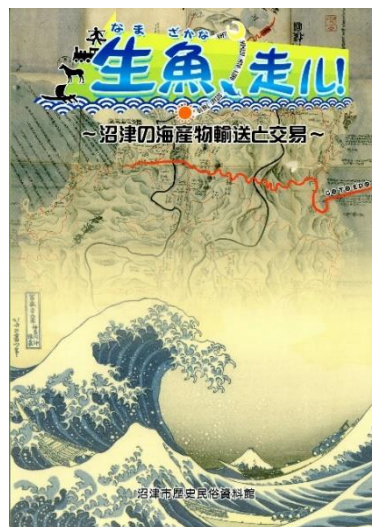
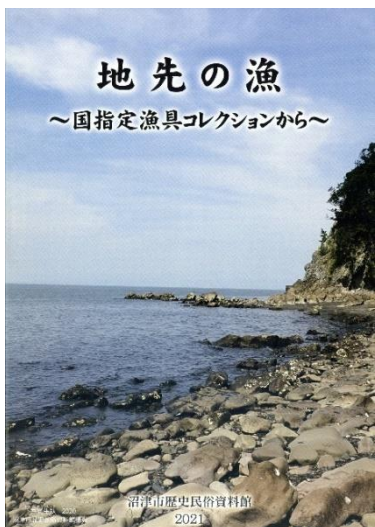


図 2-3 沼津市歴史民俗資料館企画展図録

(3) 展示事業

① 方針

次の方針のもと、本市の歴史・文化が理解できる展示を行います。

- ・国指定文化財の漁撈用具の常設展示・収蔵展示を行います。
- ・県指定文化財の農耕用具の常設展示・収蔵展示を行います。
- ・生活・生業用具の常設展示を行います。
- ・本市の民俗・歴史に関するテーマの企画展示等を行い、より多くの収蔵資料を公開します。
- ・体験型展示や立体的な展示を取り入れた、わかりやすく親しみやすい展示を行います。
- ・具体的な生業・生活の情景について、地域の環境も含めて理解することができる展示を目指します。
- ・未公開となっている石造物等の公開を目指します。

② 展開する事業

ア 常設展示

内浦地域で行われていた「マグロ建切網漁」に代表される全国的にみても珍しい漁法や、浮島・原地域における湿田での農耕法など、本市ならではの特徴を取り上げます。

また、模型やレプリカ及び体験型展示により、用具の工夫や仕組みをわかりやすくすることで、来館者が生業の知恵を実感できる展示を行います。

昭和以前の昔の生活用具を展示することで、身近な生活との関わりを伝え、子どもたちの学習や世代を超えた話題作りに貢献します。

イ 企画展示

学芸員を中心に行う資料館の調査・研究の成果を多様なテーマや切り口で紹介します。

企画展示の会期以外は、展示替えの対応ができる漁村の絵馬・絵葉書などのパネル展示等を行います。

ウ 体験型展示

本市の人々に受け継がれてきた生活・生業の知恵と工夫について、楽しみながら理解を深めることを目的として、来館者が生活用具や漁撈用具に触れられるなどの体験型展示を充実させます。

エ 屋外展示

廻国塔や五輪塔などの石造物等の屋外展示について検討します。

(4) 教育普及事業

① 方針

次の方針のもと、普及啓発事業を展開します。

- ・来館者を対象とする生活・生業の用具を身近に感じられるような体験を取り入れます。
- ・学校の団体見学で実施している体験学習をさらに充実させるほか、学校教育との連携強化を図ります。
- ・地域資源を活用し、市民の郷土愛の醸成と生涯学習の推進を図ります。
- ・夏休み体験教室のさらなる充実を図ります。

② 展開する事業

ア 体験学習

来館者を対象として、生活の技や用具の特性を活かした体験を土日等に実施し、理解を深めてもらうとともにリピーターを増やします。

イ 学校教育との連携・生涯学習への支援

学校教育が求める体験学習の内容を把握し充実させるほか、資料館が蓄積してきた民俗・歴史の情報を提供するなどにより、連携・支援を図ります。

ウ 子ども向け夏休み体験教室

従来の夏休み体験教室の拡充を図ります。

収蔵資料の特徴や海岸に近い立地を活かした体験学習を行います。

(5) 情報発信事業

① 方針

次の方針のもと、情報発信事業を展開します。

- ・全国的に見ても特徴的な収蔵資料（漁撈用具・湿田の農耕用具など）について、その特徴と価値のわかりやすい情報発信を行います。
- ・周辺の史跡や文化施設をめぐる周遊性のある見学コースを設定し、来館者を見学コースへ誘導する案内を行います。
- ・地域の情報及び交流・観光の機能を現在の博物館機能に加えることによって、地域との連携を図り、本市の観光振興・にぎわいづくり・まちづくりに寄与します。

② 展開する事業

ア ホームページ・SNS等の活用

漁撈用具、農耕用具等の解説映像を制作し、来館者が事前事後学習に活用できるよう、ホームページにて公開を行います。

来館できない人々などにも広く情報提供を行うことで、本市の民俗や歴史の周知を図ります。

イ 見学コースの設定・案内

国指定漁撈用具を用いた漁の中でも特徴的なマグロ建切網漁が行われ、豆州内浦漁民史料の古文書も収集された地域に、周遊性のある見学コースを設定して、来館者が地域を通して本市の特徴を感じることができる機会を設けます。

来館者を資料館から見学コースへ誘導する案内を行います。



図 2-4 渋沢敬三編著『豆州内浦漁民史料』

上段：中巻之壺（昭和 13 年 5 月刊行）

中巻之貳（昭和 13 年 12 月刊行）

下巻（昭和 14 年 12 月刊行）

下段：上巻（昭和 12 年 8 月刊行）

開いたページは「本書成立の由来」の「大川翁の話」冒頭部分

ウ 地域情報の発信

来館者が資料館周辺地域も訪れるきっかけとなるよう、本市の民俗・歴史だけでなく、地域に根差した文化・観光等の情報を紹介するコーナーを館内に整えます。

その方法については「3 地域の情報発信と交流・観光の機能」の項で具体的に紹介します。

3 地域の情報発信と交流・観光の機能

(1) 地域資源の展示

「第5次沼津市総合計画」では、まちづくりの柱4「地域の宝を活かすまち」の中で、「地域資源の創造と磨きあげ」において各地域に点在する文化財等の歴史・文化資源の保存・活用を取組のひとつとして捉えています。

移転先である旧内浦小学校は、「沼津市文化財保存活用地域計画」において本市の南部地域の中で文化財保存活用区域として取り上げる、内浦湾周辺（内浦・西浦の一部）の地域に位置し、多くの地域資源を有しています。例えば国指定史跡の長浜城跡、内浦周辺の景色を描いた梅原龍三郎等の絵画、地域にゆかりのある太宰治・井上靖・与謝野晶子等の文学、渋沢敬三によりまとめられた「豆州内浦漁民史料」、観光交流の場であるアニメ「ラブライブ！サンシャイン!!」の聖地等があげられます。

このほか地域資源の中には、本市を代表する魚類養殖や西浦みかんの栽培といった歴史的背景を持つ産業もあげられます。

さらに、本市の南部地域を静浦・内浦・西浦・戸田の範囲とした場合、伊豆半島ジオパークを構成するジオサイトとして、内浦の淡島、西浦の大瀬崎、戸田の御浜岬などがあり、伊豆半島の成り立ちや地質の構造を知ることができます。

移転後には、来館者がこのような地域資源に触れ、学べる機会を設け、様々な地域資源と有機的に結びつけられるよう努めていきます。



図 3-1 第5次沼津市総合計画



図 3-2 ジオサイト「淡島」



図 3-3 ジオサイト「大瀬崎」



図 3-4 ジオサイト「御浜岬」



図 3-5 沼津市南部地域 指定文化財等 分布図

(2) 地域資源の情報発信と交流・観光

移転後の資料館は、歴史・文化・観光などの地域資源の情報発信地とします。見学コースを設定するなど地域との交流人口を増やすほか、地域との交流や観光情報を発信する場として資料館を活用するため、地域情報の収集に努めます。

(3) 周辺施設との連携

来館者に「沼津の魅力の発信」(※2) や、「沼津ならではの観光の提供」(※3) ができる施設を目指すため、市内の観光関係団体や商業関係団体との連携を図ります。

また、市内の南部地域を中心に博物館・資料館等の文化施設との情報の共有ならびに協働の事業などを模索するとともに、観光施設並びに商業施設の活動などとの連携協力も検討します。

※2.※3 「第5次沼津市総合計画」まちづくりの柱4「地域の宝を活かすまち」中の施策



図 3-6 周辺施設、関係団体・機関との連携

4 展示計画

(1) 常設展示

【常設展示の基本点な考え方】

- ・本市の民俗・歴史の魅力(特徴と価値)を再発見できる場
- ・理解しやすい展示

展示は、国指定漁撈用具、県指定農耕用具、生活用具等を中心に行います。それ以外にも近隣の文化財の紹介を行うコーナーも設けます。室内で展示が難しい大型で重量のある資料等については、屋外で展示を行います。

また、来館者に親しみやすくわかりやすい展示にするために、レプリカ・模型の制作や最新のデジタル機器などの導入も検討します。

① 内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具

本市の内浦・静浦及び周辺地域で使用された国指定漁撈用具を中心に展示します。

展示では、直接魚介類を捕る漁具のほか船や網などを作る道具、交易運搬や加工用具、さらに漁師の信仰用具にいたるまでの幅広い分野の資料を模型・ジオラマや図・イラストなどを用いながら理解しやすく解説します。

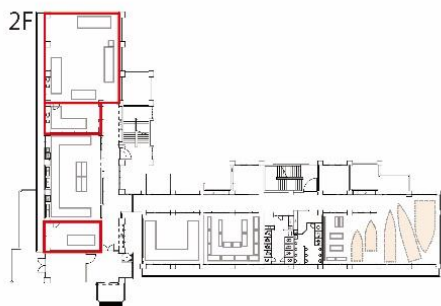


図 4-1 漁撈用具展示室



図 4-2 国指定重要有形民俗文化財
「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」の主要資料

② 浮島沼周辺地域の農耕用具

浮島沼周辺地域のラグーン性低湿地の湿田地帯で使用された県指定農耕用具を中心に展示します。

展示では、新田造成、田ごしらえ、苗代、田植えから収穫、脱穀、調整までの水田稲作の全過程を網羅的に理解できるよう工夫を凝らします。

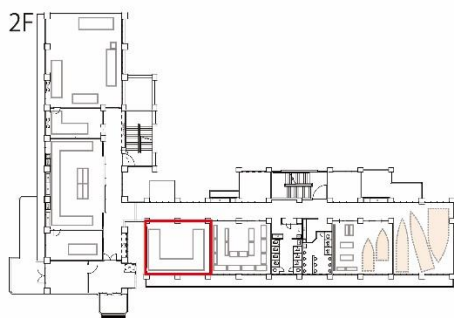


図 4-3 農耕用具展示室



図 4-4 県指定有形民俗文化財
「浮島沼周辺の農耕生産用具」の主要資料

③ 生活用具

大正時代末期から昭和時代初期における沼津の農家の1軒屋の様子を再現して、内部に資料を配することで時代を感じられる空間を設けます。また、戦後の昭和20年代の生活用具や地域の衣食住の道具の変遷がわかる展示を行います。



図 4-5 生活用具展示室

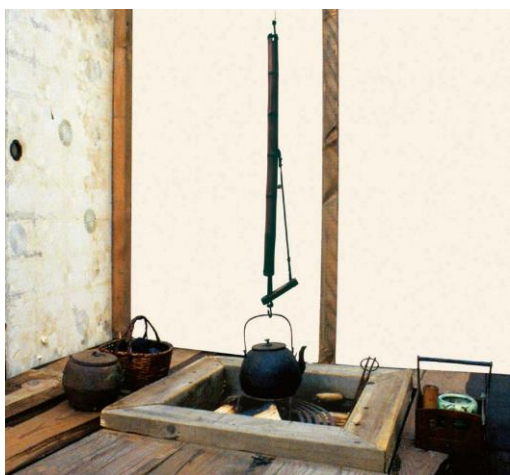


図 4-6 『生活用具とものづくり』図録より

④ 長浜城跡ガイドンス

施設から見える史跡長浜城跡のすばらしい眺望を利用してガイドンスを行います。展示については、長浜城跡の写真パネルや復元船模型などを想定しています。

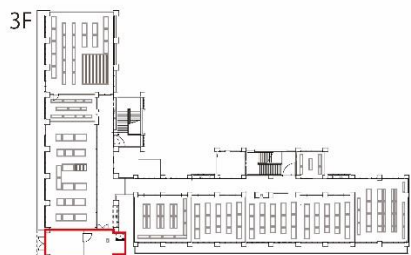


図 4-7 長浜城跡ガイドンス室



図 4-8 安宅船模型



図 4-9 長浜城跡ガイドンス室からの眺望

⑤ 屋外展示

現在所蔵している屋外展示可能な資料について展示を行います。それ以外では、三枚橋城の石垣の一部（我入道の文化財収蔵庫より移設）、石造物、民俗資料に使われる有用植物の植栽などの設置を検討していきます。



図 4-10 石造物（沼津市歴史民俗資料館所蔵）

(2) 体験型展示

体験型展示の基本的な考え方は、親しみやすく、楽しみながら理解を深めることができる展示を目指します。

講座室兼体験学習室を設け、これまでの施設では出来なかった市民講座や体験学習講座などを行います。また小学校の社会科見学にも対応できるメニューも充実させます。

生活用具などに関する体験や国指定漁撈用具に関する体験などを常設展示室で閲覧したあとに体感できるように工夫します。

屋外には室内では実施しにくい体験などを行えるスペースを設けます。



図 4-11 体験型展示室

(3) 企画展示

企画展示の大きな役割は、常設展示だけでは網羅できない本市の様々な民俗・歴史を紹介することです。そのために移転先の資料館では専用の企画展示室を設けます。ただし、企画展示を行わない時期などは状況に応じた空間の利用を行います。

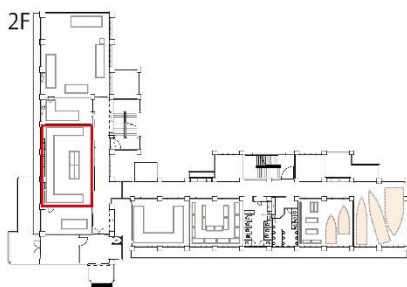


図 4-12 企画展示室

(4) 収蔵展示

通常、収蔵庫には展示公開されていない収集資料を保管しています。より多くの収蔵資料に接してもらえるよう、一部の収蔵庫では収蔵機能とともに、収蔵資料の解説を加えることで、来館者に整然と収蔵された資料のボリューム感も感じてもらえる収蔵展示を行います。収蔵資料は収納箱に収められ積み重ねられているものなど、収蔵庫としての側面から個々の資料をすべて閲覧できる状態ではありませんが、通常公開していない収蔵資料にも接することができるよう、バックヤードツアーの開催なども検討します。

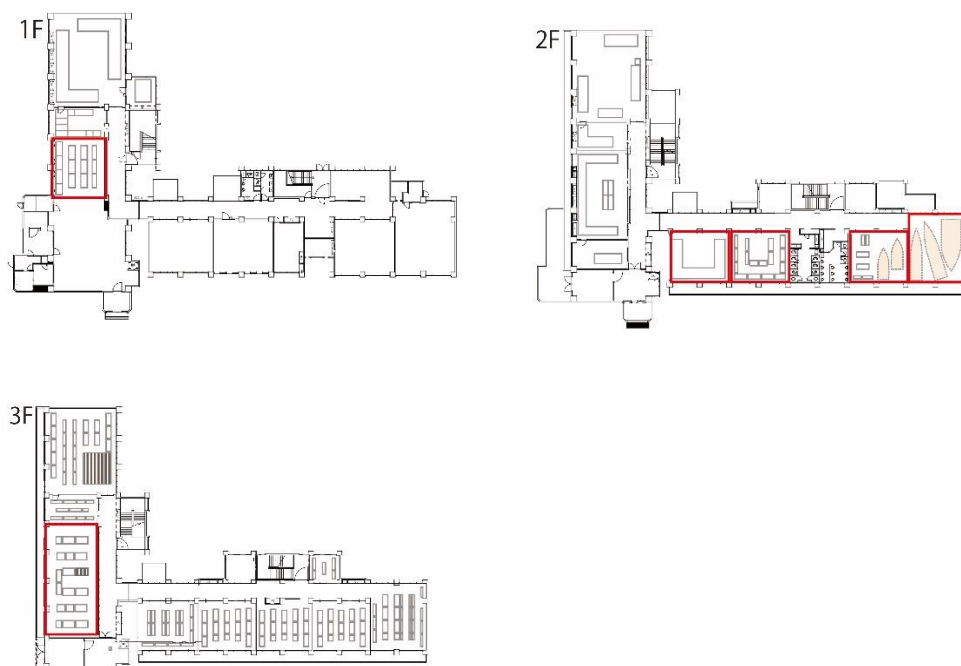


図 4-13 収蔵展示室

(5) 動線

エレベーターの設置場所や適切な避難経路について検討します。

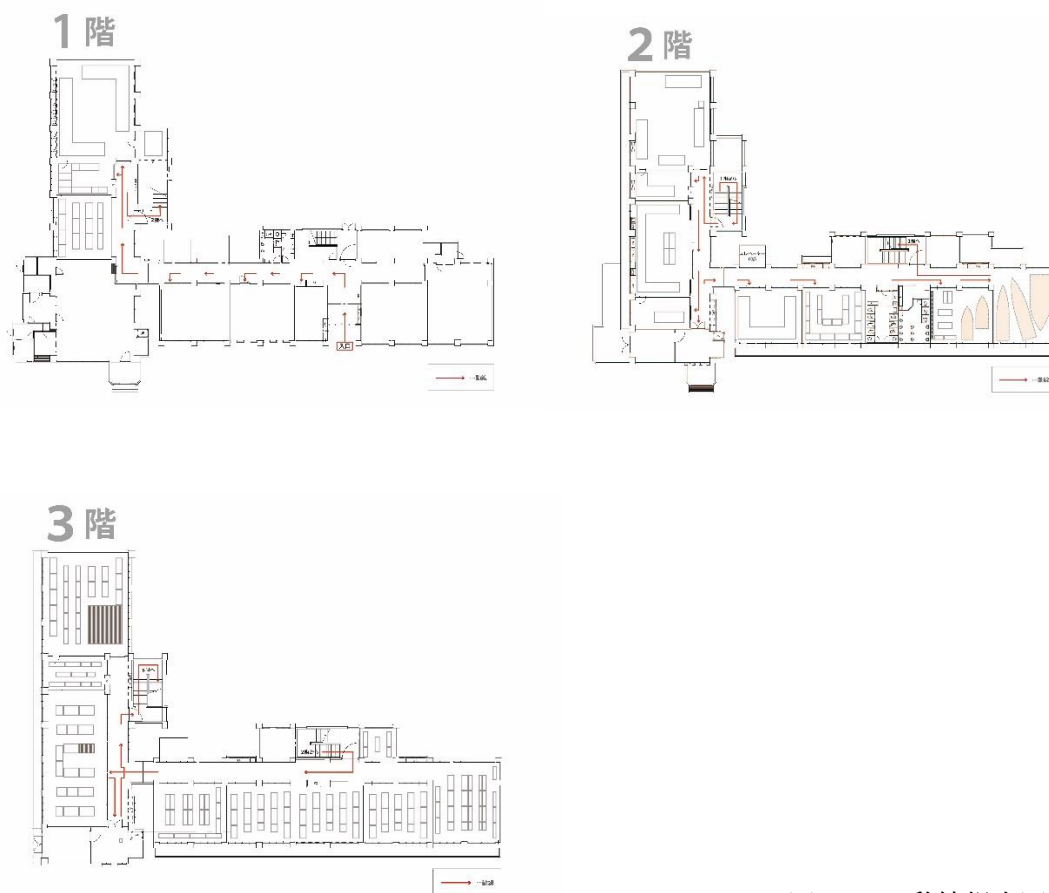


図 4-14 動線想定図

5 施設整備（改修）計画

次の方針のもと施設整備(改修)を行います。

- ・本市の民俗・歴史資源の魅力を引き出し、地域を愛する心を育むことができる施設にします。
- ・多様な来館者に対して、わかりやすい展示と利用しやすく親しみやすい空間を目指します。
- ・収蔵資料の良好な保管を図るため、適切な収蔵環境を整備します。
- ・周辺地域の文化観光の啓発に寄与できる空間を整備します。
- ・環境に配慮した省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に努めます。

(1) 敷地内施設の機能と配置計画

- ・旧内浦小学校の敷地は市街化調整区域です。
- ・旧校舎 2 棟に展示・収蔵等の主たる博物館機能を持たせます。
- ・建物は用途変更手続きに伴い、不適格個所については必要な改修を行います。
- ・旧運動場を駐車場（大型バス、乗用車、身障者用駐車場）と駐輪場（サイクルラックを含む）、野外展示並びに体験スペースとして活用します。ただし施設入口の脇にある給水設備の周辺は、機器の点検などの必要なスペースとして確保します。
- ・屋外展示では、現在所蔵している屋外展示可能な資料について展示を行います。また、室内では難しい火を使用する体験などを行える体験用のスペースを設けます。
- ・新たな屋外施設の設置及び既存の構造物、敷地内の修景や外構の整備などの詳細については設計段階での検討を行います。
- ・旧校舎の裏手の空間については、変電室・機械管理及び運営に必要な設備が置いてあるため、施設管理用の機能空間として維持します。



図 5-1 移転先施設屋外ゾーニング案

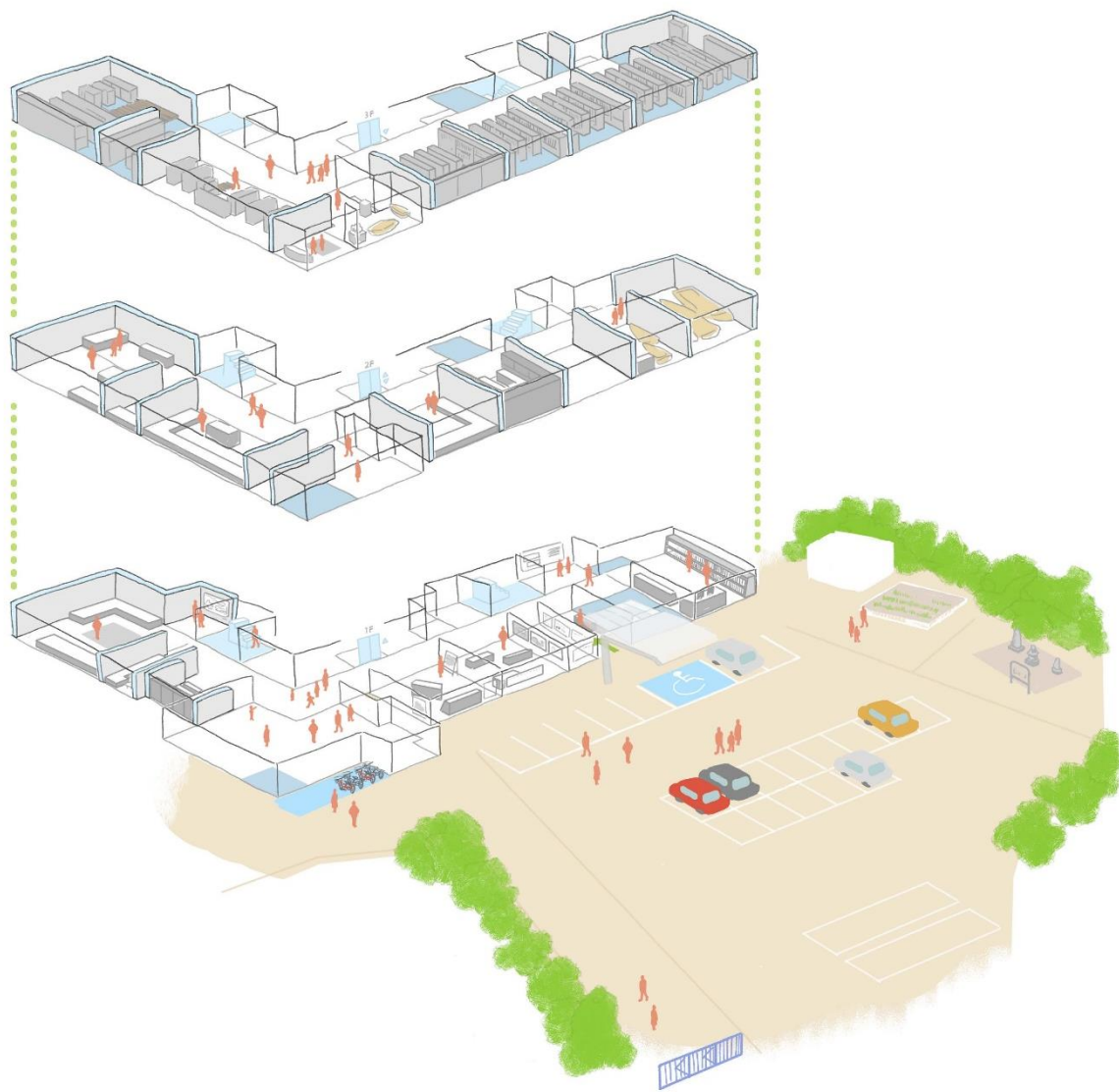


図 5-2 移転先の敷地全体イメージ図

(2) 諸室の機能と配置計画

機能	諸室	内容・概要		
1. 交流機能	地域の諸室	地域の文化財紹介センター	1階	地域の指定文化財などの写真パネル・地図
		地域の歴史・美術・文学の展示室	1階	内浦地区に関わる歴史・人物・画家・文学者
		地域の観光案内	1階	案内カウンター、観光パンフレット類
		長浜城ガイドンス室①	3階	長浜城跡出土遺物、長浜城復元模型、安宅船模型
		長浜城ガイドンス室②	3階	長浜城跡の遠望、眺望案内板
	多目的室	講座室兼体験学習室	1階	沼津の歴史・民俗に関する講座 生活用具・農耕用具・漁撈用具の使用体験
		社会科見学用体験学習室①	1階	水周りの道具の使用体験
		社会科見学用体験学習室②	1階	食卓の道具や寝具の使用体験、昔の遊びの体験 床は畳敷き
		会議室兼研修室	1階	職員の会議・研修
		図書室兼郷土学習室	1階	郷土に関わる文献資料・図書、資料閲覧コーナー レファレンスコーナー
2. 展示機能	常設展示室	生活用具の展示室①	1階	井戸周りの道具
		生活用具の展示室②	1階	衣食住の道具、それらの道具の変遷 床に1軒家の間取りの絵
		国指定漁撈用具の展示室①	2階	建切網漁等の漁撈用具、漁撈用具の製作や修繕の道具、交易運搬や加工品の製造技術、漁師の信仰用具など
		国指定漁撈用具の展示室②	2階	
		国指定漁撈用具の展示室③	2階	
		県指定農耕用具展示室	2階	県指定農耕用具全点（28種106点）
	体験室 (※事業活動計画では 体験展示室)	生活用具体験室	1階	天秤棒・背負い籠での運搬体験、棹はかり・台ばかりでの計測体験、昔の遊びの体験など
		漁撈用具（ローファー）体験室	2階	複製したローファーの使用体験 室内を魚見小屋風に表現
	企画展示室	2階	企画展示 企画展示会期外は漁村の絵馬・絵葉書などのパネル展示を検討	
	3. 収蔵機能	収蔵展示室	生活用具の収蔵庫	1階
国指定漁撈用具の収蔵庫①			2階	網漁具、釣漁具、突漁具、磯物採取用具 畜養・養殖用具、漁船及び操船用具、漁船の付属用具 魚見・網小屋及び船上の用具、船大工・櫓大工用具
国指定漁撈用具の収蔵庫②			2階	漁具製作及び修繕用具、交易運搬用具、信仰・儀礼用具 漁業経営用具、手繰船1艘、伝馬船1艘
国指定漁撈用具の収蔵庫③			2階	地曳網船3艘
国指定漁撈用具の展示室④			3階	網漁具、陥穿漁用具、畜養・養殖用具、水産加工用具
県指定農耕用具の収蔵庫			2階	県指定農耕用具全点（28種106点）
収蔵庫		資料収蔵庫①～⑦	3階	未指定の農耕用具・漁撈用具、生活用具、諸職の道具 重要資料、古文書、文献資料、写真・映像・音声資料 (写真フィルム・ビデオテープ・カセットテープなど)、原図、地図
		特別収蔵庫兼古文書収蔵庫	3階	
4. 資料記録機能	撮影室	2階	資料の撮影	
5. 管理機能	事務室兼学芸員作業室	1階	入館受付、施設管理運営事務、学芸事務、資料のクリーニング・計測・登録番号付け、資料台帳作成など	
	機械室	1階		
	雑庫	1階		
6. 共用機能	倉庫①～⑥	1.2階		
	トイレ	1.2階		
	バリアフリートイレ	各階		

図 5-3 諸室の機能と配置計画

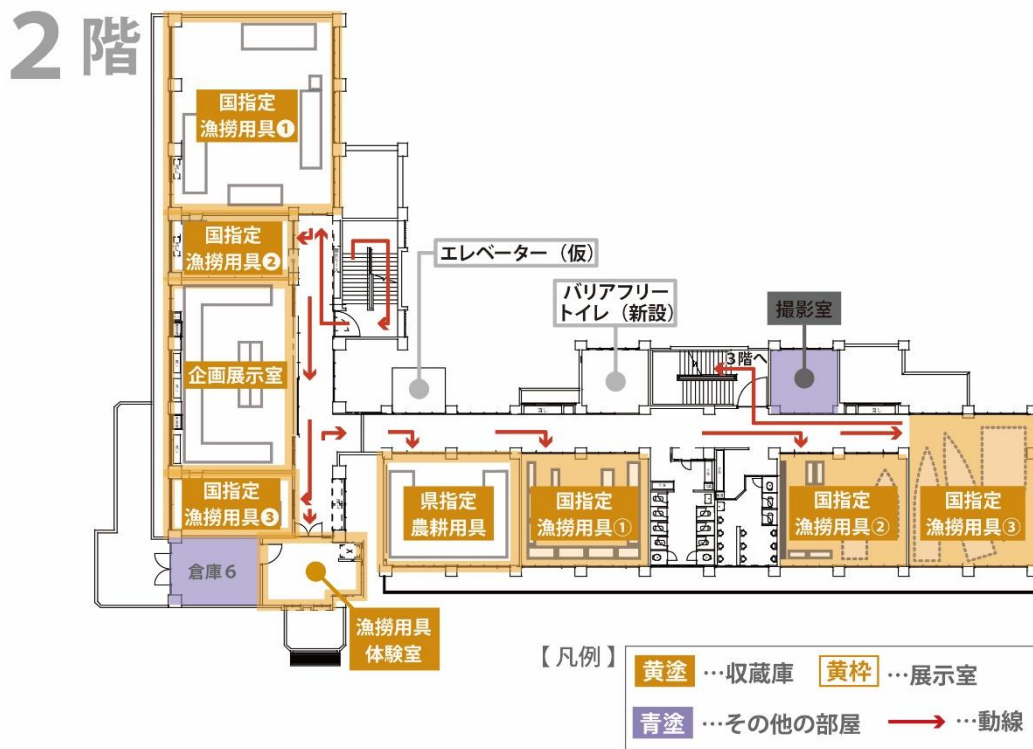
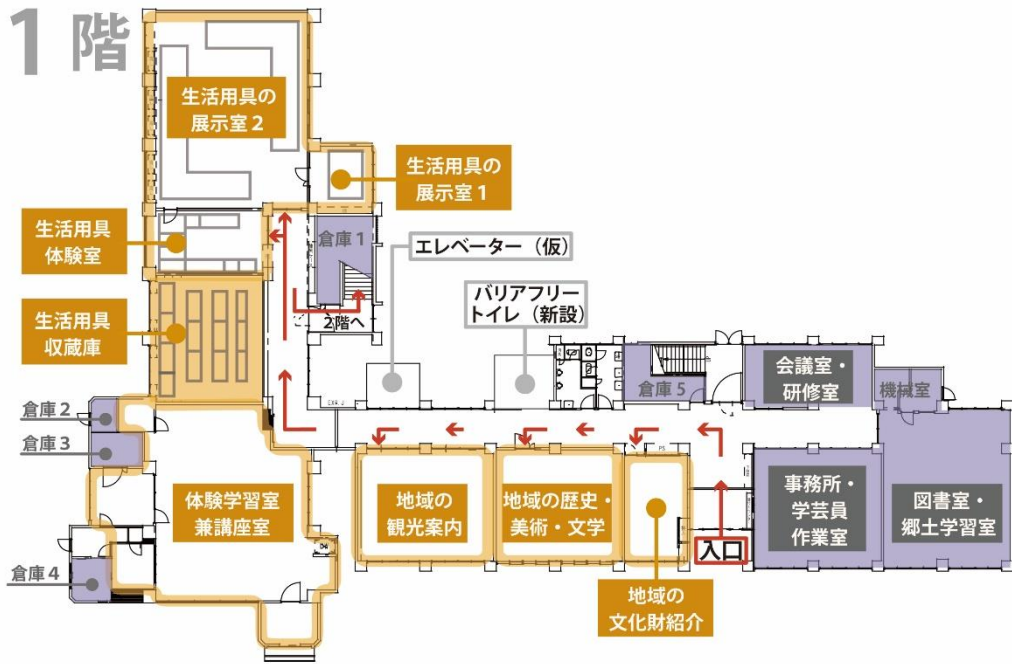


図 5-4 諸室の機能と配置計画図 (1)

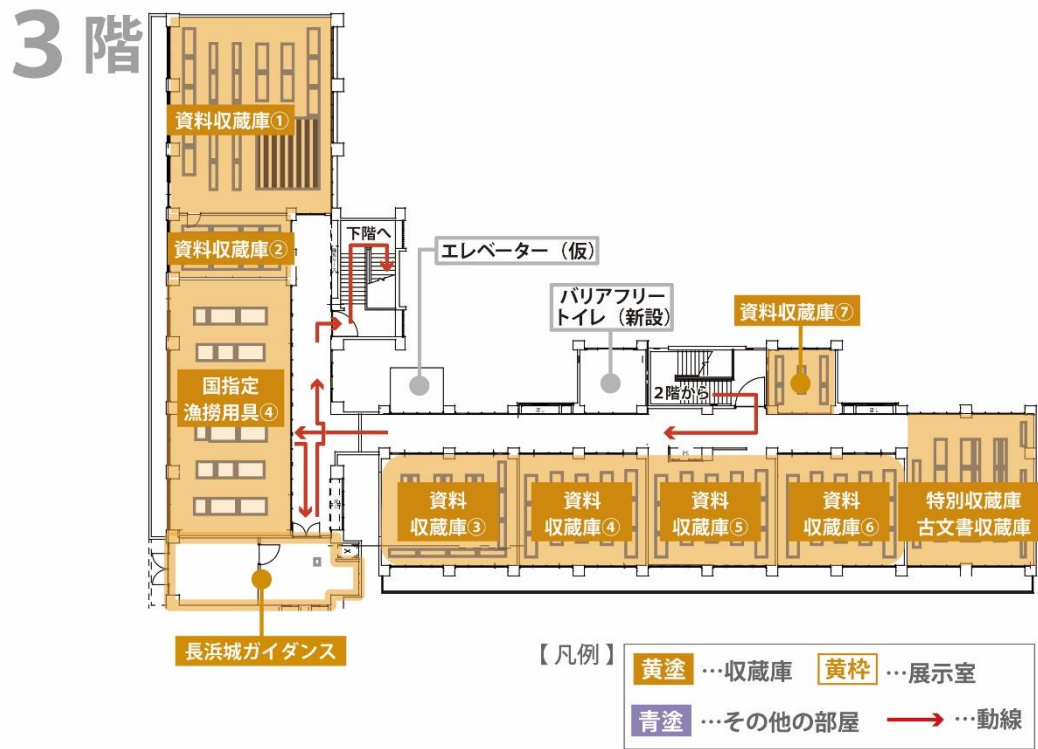


図 5-5 諸室の機能と配置計画図 (2)

(3) 収蔵計画

- ・現在の資料の収蔵状況は、本館・本館プレハブ収蔵庫・旧静浦東小学校、移転先となる旧内浦小学校の4箇所にて資料を収蔵しています。
- ・移転に伴い本館と本館プレハブ収蔵庫のすべての資料、旧静浦東小学校の一部の資料を旧内浦小学校へ移動、旧内浦小学校にて収蔵している資料の一部を旧静浦東小学校へ移動します。
- ・国指定・県指定の資料は、旧内浦小学校2階及び3階へ収蔵します。
- ・移転後の旧内浦小学校の収蔵庫については、次の区分を基本とし、最終的には分散している収蔵資料を可能な限り移転後の施設へ統合します。

【収蔵展示を行う収蔵庫】

国指定漁撈用具の収蔵庫

県指定農耕用具の収蔵庫

生活用具の収蔵庫

【収蔵展示を行わない収蔵庫】

特別収蔵庫兼古文書収蔵庫（古文書や県指定資料、文献資料）

指定資料ではない農耕用具、漁撈用具、生活用具の資料の収蔵庫

写真、映像、音声資料、地図などの収蔵庫

(4) 施設改修計画

【空調設備】

- ・各部屋の機能に応じた空調設備を設置します。
- ・年間を通じて相対湿度 50～60%を維持できる空調設備を導入します。
- ・運転方法については、収蔵施設は 24 時間対応、展示室についても 24 時間対応を基本とします。ただし、企画展示室は基本的には手動での切替としますが、企画展示期間中は 24 時間対応とします。

【照明設備】

- ・収蔵施設は、原則として無紫外線灯を使用し、展示室は博物館仕様の LED ランプを採用します。

【防火消防設備】

- ・消防設備が消火栓のみであるため、ガス消火設備を導入します。

【防犯設備】

- ・文化財の盗難防止のために監視カメラや空間センサー(赤外線センサーなど)、マグネットセンサー等を必要に応じて設置します。

【防災設備】

- ・防火扉、防災垂壁、排煙口、防火ダンパー等の防火設備や自動火災報知設備、発電機起動用及び非常照明用蓄電池設備等、改修に伴い必要なものについては設置します。

【展示室・収蔵庫の内装構造】

- ・国指定文化財や県指定文化財が展示・収蔵できる施設を目指します。
- ・展示室及び収蔵庫は、断熱性及び気密性を確保するために外壁との間に空気層が確保できるような二重壁の設置について検討します。
- ・内壁に使用する材料は、有機酸などの有害なガスの発生が極力少ない材料を用い、また気密性をできるだけ確保する構造も取り入れます。

【ユニバーサルデザイン】

- ・建物内の段差解消や多目的トイレを設置するほか、障がい者等用駐車場から建物入口までの経路のための屋根の設置も検討します。
- ・バリアフリー法(建築物移動等潤滑化基準)等の基準に従い、適切な整備を行います。

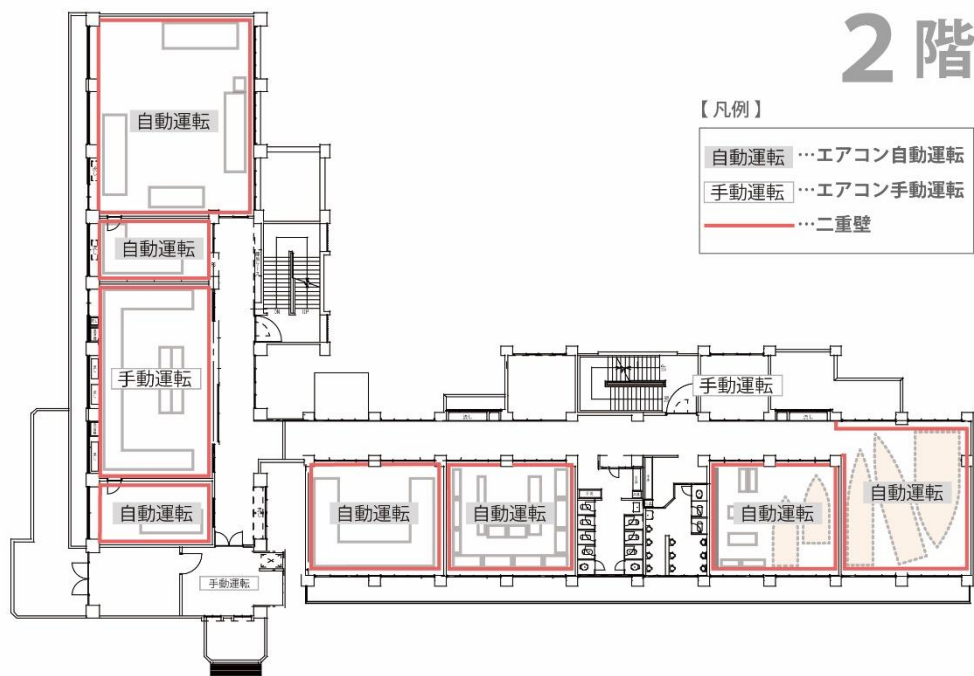
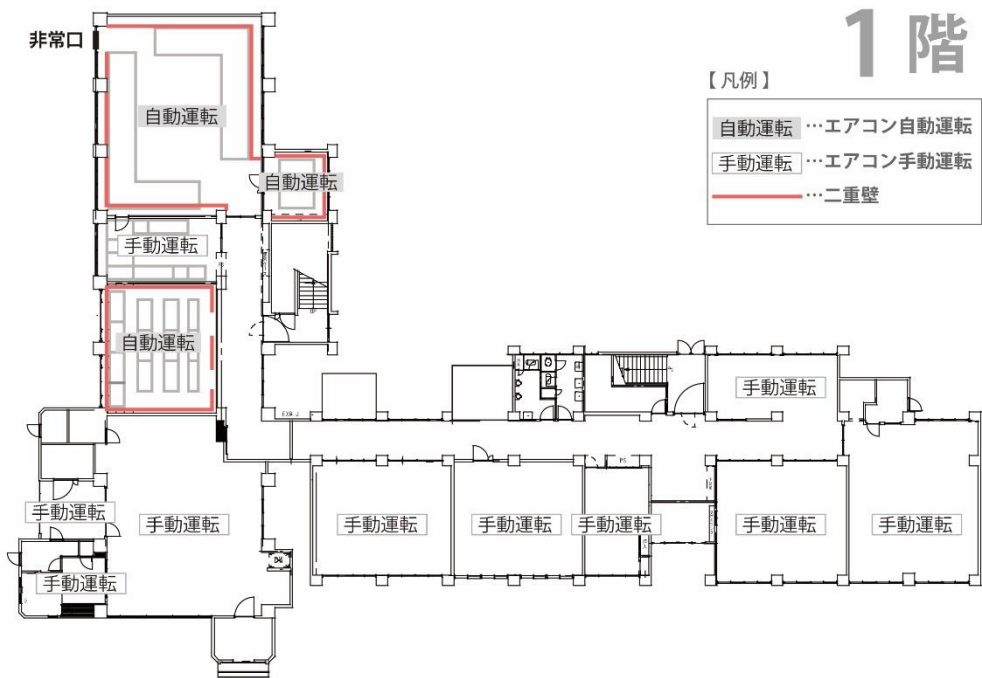


図 5-6 空調設備、展示室・収蔵庫の二重壁配置想定図（1）

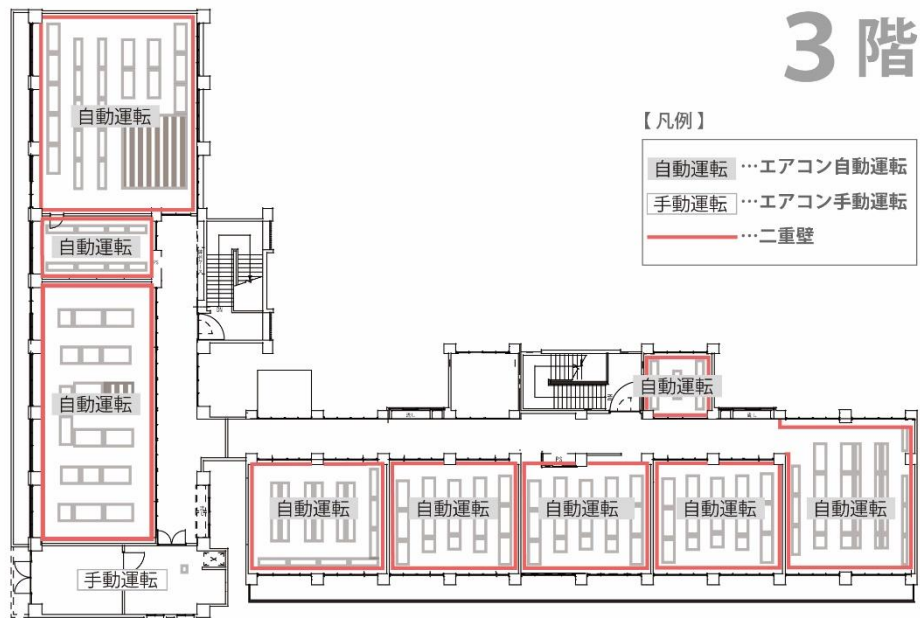


図 5-7 空調設備、展示室・収蔵庫の二重壁配置想定図（2）

6 管理運営計画

(1) 運営体制

所蔵する重要有形民俗文化財の収集地域への移転でもあり、資料の里帰りによる郷土愛を醸成するための拠点として、また地域の観光や歴史・文化を啓発するなど、地域に対し長期にわたり寄与する適正な状態を維持するため、直営による管理運営を行います。

また館長をはじめ、学芸員や学芸補助員、事務職員等の適正な職員配置のほか、資料館運営協議会の設置などによる体制を整えます。

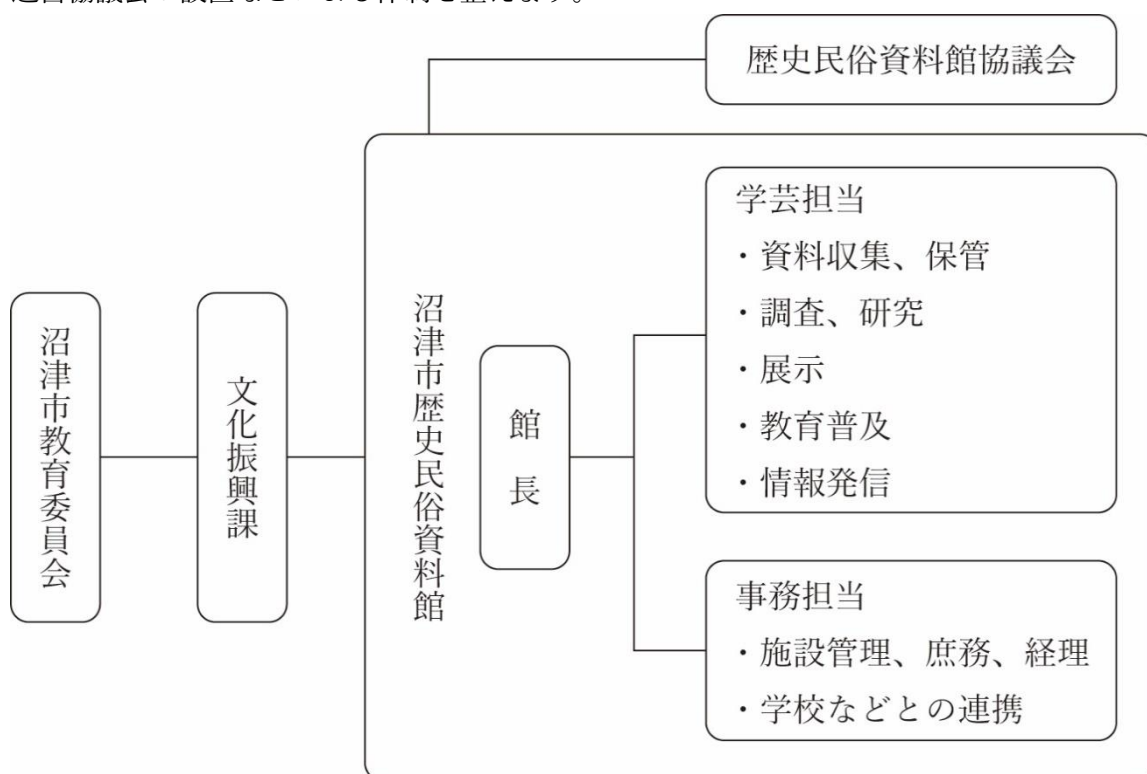


図 6-1 運営体制図

(2) 開館形態

利用しやすく、親しみやすい資料館となるよう、開館日や開館時間、利用料金を設定します。

【開館日・開館時間】

現在は毎週月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日の翌日、毎月末日（ただし、その日が日曜日にあたるときはその前日）、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を休館日としています。

また開館時間は、沼津御用邸記念公園の開園時間との整合を図るため、午前 9 時から午後 4 時までとしています。

移転後は、単独の施設として運営が可能となることから、市内の博物館等施設や地域施設の現状も踏まえつつ、利用しやすい適切な開館日等の設定について、検討します。

【入館料】

現在は御用邸記念公園内にあることから、公園の入園料は必要であるものの、歴史民俗資料館としては無料となっています。

移転後は市内博物館等施設の入館料の設定状況などを踏まえ、利用しやすい入館料の設定を検討します。

(3) 連携体制

- ・多様な利用者や利用形態を踏まえたユニバーサルデザインなどに対応した、だれもが資料館を利用できる取り組みを展開します。
- ・市内・県内の博物館や市町などの関係機関、学校や大学・研究機関、地域の諸団体や他の文化振興拠点等、多様な主体と連携し、より充実した魅力的な資料館活動を幅広く展開します。
- ・開かれた地域の生涯学習施設として地域・利用者とのコミュニケーションを大切にして、様々な意見や要望などに応えられる資料館を目指します。
- ・子どもたちが昔の生活を学ぶ地域学習の場として活用できるよう学校教育と連携した取組を検討します。

7 事業スケジュール

(1) 年次計画

令和 11（2029）年度下期の開館を目標に、令和 7 年度に事業手法の検討、令和 8 年度に建築及び展示に係る基本設計・実施設計を行い、令和 9・10 年度に施設工事を順次進めていく予定です。

(2) スケジュール（案）

令和 7 年 3 月	移転整備基本計画策定
令和 7 年度	改修・展示詳細内容検討
令和 8 年度頃	建物改修及び展示基本設計・実施設計
令和 9 年度以降	建物改修工事、展示物制作
令和 11 年度以降	開館予定